

① 認知症施策の背景

令和6年1月に施行された

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、
認知症の人が尊厳を保持し、希望をもって暮らせる社会の実現
を目的としています。

この法律は、認知症になったら何もできなくなるという
従来の考え方（旧来の認知症観）から転換し、
認知症の人を社会の一員として尊重し、ともに支え合う
『新しい認知症観』に立った施策推進を求めています。

② 認知症基本法の基本理念

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、
1～7を基本理念として認知症施策を行うこととしています。

(基本理念) 本文

一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。

二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。

三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。

四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。

五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。)に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。

六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。

七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

③ 計画の位置づけ

認知症基本法では、市町村に対して、
認知症施策推進計画の策定が努力義務として課せられています。

生駒市ではこれを踏まえ、

「生駒市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（令和9年～令和11年度）
と一体的に策定・運用していく予定です。

※当事者及び家族にアンケートを実施（集計中）

④ 生駒市のこれまでの取組（本人の声）

生駒市では、本人の意思を尊重し、次の取組を進めてきました。

◎ 認知症本人ミーティングの開催

- 当事者が自らの思いや必要な支援を語る場の創出
- 現在は10名以上が参加する日もあり、定着した取組へ発展

◎ 生駒市認知症ケアパスの改訂

- 当事者・家族の声を反映し、認知症に関する情報だけでなく必要な情報にたどり着けるような構成へ

◎ 市民フォーラムでの当事者発信・対話

- 当事者・家族・支援者・医師が対話し、経験を社会に共有
- 当事者が「支えられる存在」ではなく「経験を語る」役割

⑤ 意見交換を行う目的

本事業の目的は、
当事者の声を起点に、地域の支援や施策をより良くすることです。

認知症対策部会の部会員の皆さまには

自分の立場でできることを考えていただきたい

グループワークでは、
当事者に直接聞いてみたいことなどを付箋に書いてください。

グループワークの手順（所要時間：15分）

- ① まずは質問したいことを1つ書いてみる
→ 1人ずつ順番に書いた内容を読み上げる
- ② 似ている質問をグループ化する
→ カテゴリ分け
- ③ 当日聞きたいことを整理する

次回の部会までに、本日の質問を整理し、
当事者と市職員が事前に打ち合わせを行います。